

お知らせ

衆議院議員総選挙



問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内) 042-989-2111

投票日 2月8日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの用事で、投票所へ行けない人は、期日前投票をご利用ください。

日時 1月28日(水)～2月7日(土)

午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階ロビー

持ち物 投票所入場券または写真付きの本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

投票手続き 「宣誓書」の記入が必要です。投票所入場券の裏側の「宣誓書」に記入し、お越しください。



■投票できる人

平成20年2月9日までに生まれ、令和7年10月26日までに日高市に住民登録をして、投票日まで引き続き市の住民基本台帳に記載されている人

※令和7年10月27日以降に日高市から他市町村へ転出した人は日高市での投票となります。

※選挙権があっても、市の選挙人名簿に登録されていない人は投票することができません。

■投票所入場券

選挙管理委員会から世帯全員の入場券を封書で世帯主宛てに郵送します。投票の際には、ご自身の入場券を忘れずにお持ちください。

※入場券がない場合は新たに作成しますので、写真付きの本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

■投票所

お住まいの行政区により、投票所が異なります。入場券に記載してある投票区・投票所をよく確認しましょう。また、終了時刻間際は、混み合うことがあります。投票はなるべく早めに済ませましょう。

■投票の方法

投票用紙に小選挙区選出は候補者1人の氏名、比例代表選出は1つの政党等の名称をはっきり記入してください。それ以外のことを書いた場合、貴重な1票が無効となりますので、ご注意ください。

また、最高裁判所裁判官の国民審査は、辞めさせた方がよいと思う裁判官がいたら、その氏名の上の欄に×を書き、辞めさせなくてもよいと思う裁判官の氏名の上の欄には何も書かないでください。

■郵送による不在者投票

体に重度の障がいのある人は、自宅などにおいて投票し、これを郵送する郵便投票ができます。投票には「郵便等投票証明書」が必要です。この証明書の交付申請手続きは、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

対象(次のいずれかに該当する人)

- 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、両下肢、体幹、移動機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫等の障がいの程度が重度の人
- 要介護状態区分が「要介護5」の人

■選挙公報

投票日の2日前までに新聞朝刊(スポーツ紙を除く)に折り込み、配布します。新聞を購読していない人は、市役所、各公民館、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」に用意してありますので、ご利用ください。

開票

日時 2月8日(日) 午後9時から

場所 文化体育館「ひだかアリーナ」

速報および結果

投・開票速報および結果は、市ホームページでお知らせします。

